

八幡市特定事業主行動計画 実施状況及び女性の職業選択に資する情報の公表

1 実施状況の公表

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に定める数値目標に関する実施状況を公表します。

項目	令和6年度	令和11年度(目標)
管理職における女性割合	19.6%	25.0%
監督職における女性割合	35.7%	35.0%

2 女性の職業選択に資する情報の公表

女性活躍推進法第21条の規定に基づき、女性の職業選択に資する情報として、以下のとおり公表します。

(1) 女性職員の採用割合

(令和7年1月1日から令和7年4月1日付採用分)

職種	男	女	計	女性の割合
事務職系	7人	8人	15人	53.3%
事務職系以外	8人	9人	17人	52.9%
計	15人	17人	32人	53.1%

(2) 採用試験の受験者の女性割合

(令和6年度職員採用試験 受験者)

職種	男	女	計	女性の割合
事務職系	46人	33人	79人	41.8%
事務職系以外	25人	15人	40人	37.5%
計	71人	48人	119人	40.3%

※事務職系:一般事務・社会福祉士

※事務職系以外:技師(土木・建築)・消防職・幼稚園教諭・保育士・保健師・調理員・技術員

(3) 年次休暇取得率

令和6年度年次休暇取得率 74.8%

3 令和6年度職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:八幡市長、八幡市議会議長、八幡市選挙管理委員会、八幡市代表監査委員
八幡市公平委員会、八幡市農業委員会、八幡市教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	103.5%
全職員	73.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.6%
本庁課長相当職	93.9%
本庁課長補佐相当職	89.1%
本庁係長相当職	94.6%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.7%
31～35年	87.0%
26～30年	90.2%
21～25年	94.6%
16～20年	84.3%
11～15年	89.0%
6～10年	93.1%
1～5年	92.9%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 休職者や年度途中の退職者は含まない。

* 消防本部職員は含まず、次頁で公表している。

特定事業主名：八幡市消防本部

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	63.7%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	— %
全職員	63.8%

* 任期の定めのない常勤職員以外の職員のうち、女性職員はいない。

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	— %
本庁課長相当職	— %
本庁課長補佐相当職	— %
本庁係長相当職	— %

* 役職のある女性職員はいない。

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	— %
31～35年	— %
26～30年	— %
21～25年	— %
16～20年	— %
11～15年	— %
6～10年	94.7%
1～5年	85.0%

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

* 勤続年数が11年以上の女性職員はいない。

【説明欄】

・任期の定めのない常勤職員は女性職員のうち51%、男性職員のうち88.5%である。任期の定めのない常勤職員以外の職員の女性割合が高いことが、男女の賃金差異の大きな要因となっている。
・消防本部においては勤続11年目以降及び管理・監督職以上の女性職員が不在であることが男女の賃金差異の大きな要因となっている。